

有料広告掲載提案募集制度の概要について

(1) 目的

本市では、これまで各種有料広告による歳入確保に取り組んできましたが、多種多様な市民ニーズ等に対応するため、さらなる財源確保が必要です（第2次日進市経営改革プラン 取組項目1）。

このことから、**民間ならではのユニークな発想やアイデアによる有料広告掲載の提案を幅広く募集**し、市の持つ資産を最大限活用するとともに、より質の高い公共サービスを提供します。

なお、既存の広告の継続・更新や、従来からの各課による募集等の実施を妨げるものではありません（所管課による募集等を補完するもの）。

【これまでの主な有料広告掲載実績】

○広告掲載による料金収入

広告媒体	掲載箇所	所管課
市ホームページ	トップページ 下段バナー	秘書広報課
広報にっしん	最終ページ	
くるりんばす	運転席後部面	生活安全課
	天井ルーフ面	
家庭ごみ&資源ごみの分け方・出し方	冊子裏面	環境課
母と子のしおり	冊子裏面	健康課
保健センターガイド	冊子裏面	

○広告入り物品の無償提供

導入箇所	広告媒体	掲載箇所	所管課
市役所本庁舎 ・北庁舎	窓口封筒	角6封筒表面・裏面 角2封筒表面・裏面	企画政策課
市役所本庁舎	案内地図	1階正面玄関付近	財政課
図書館	雑誌	最新号カバー表面・裏面	図書館
市役所本庁舎	婚姻届	婚姻届記入例	市民課
市役所本庁舎	窓口番号案内 表示	1階窓口カウンター	市民課 保険年金課

(2) 対象とする提案

市の資産（施設、物品等）を広告媒体とするもので、「**これまでにない新たな取組**」や「**現在の広告事業に新たな要素を付加するもの**」で、次のいずれかに該当するものです。

- ①市の資産への広告掲載により、新たな財源を確保するもの。
- ②物品の提供により、経費節減を図るもの。

（ネーミングライツについては、今回は対象外）

なお、導入済の媒体であっても、現在の広告事業に新たな要素を付加するものであれば、本提案制度の対象（応募可能）とします。

【提案の対象とする施設・物品等】

○提案の対象とする施設

ア 庁舎

日進市役所本庁舎、北庁舎、南庁舎

イ 福祉施設

保健センター、福社会館（6館）、中央福祉センター、福祉情報センター、高齢者生きがい活動センター、にしん子育て総合支援センター、障害者福祉センター

ウ 生涯学習施設

にぎわい交流館、市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房、図書館

エ スポーツ施設

スポーツセンター、総合運動公園、上納池スポーツ公園

オ 歴史・文化施設

岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城、旧市川家住宅

※提案の対象とする施設の広告事業は、すべて屋内のものに限定します。
（屋外広告は市民生活への影響が大きいため、今回は対象外）

○提案の対象とする物品等

市民啓発物、配布物、公用車、市内巡回バス「くるりんばす」など
（車両は屋外広告物に該当しないため、本提案制度の対象）

（3）提案できる者

提案内容を自ら実施する民間企業、NPO法人等の法人、任意団体又は個人事業主（広告代理店を含む。）

ただし、下記に該当する者を除きます。

- ①民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の途中で再生又は更生の申請中である者
- ②日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成18年日進市要領第6号）に基づく指名停止措置を受けている者
- ③日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ④市税等を滞納している者
- ⑤前各号に掲げる者のほか、市の資産に広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

（4）契約期間

原則5年以内

(5) 年間の募集回数

年1回、企画政策課において、期間を定めて募集を行います。

(6) 審査する会議体

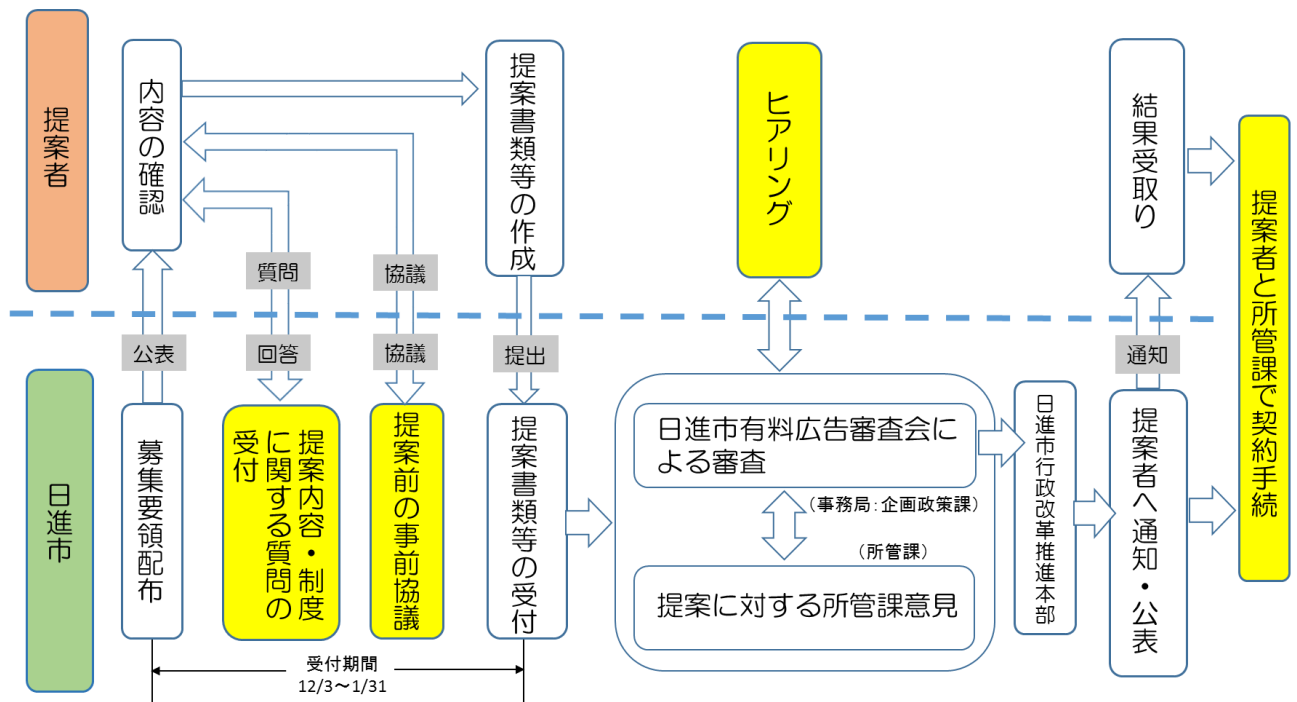
【日進市有料広告審査会】

○委員構成

企画政策課長（会長）、秘書広報課長、人事課長、総務課長、財政課長、市民協働課長及び産業振興課長

※ 委員会は、必要に応じて都市計画課長（屋外広告物所管）、対象施設所管課等の関係課長に、出席を求めることができます。

(7) 制度の流れ



(8) 日進市有料広告審査会による審査の基準等

ア 提案者が1者の場合

審査に当たっては、提案が継続的に履行し得る内容であることを確認し、総合的な見地から提案内容等を審査します。

イ 提案者が2者以上の場合

類似提案が複数企業から提出され、その提案が市として1枠しか受け入れることができない場合は、日進市有料広告審査会で採点方式により審査を行い、1者を選定します。

(9) 審査結果の通知と公表

①審査結果の通知

提案に対する本市の審査結果は、応募していただいたすべての提案者に、4月頃に郵送で通知します。

②提案と審査結果の公表

審査により選定された提案については、事業名と概略を市ホームページで公表します。ただし、提案者の創意工夫が含まれる詳細な提案内容は、公表の対象としません。提案者名は、提案者が希望する場合のみ公表します。

(10) 契約の締結

提案された広告事業を具体的に実施する場合には、所管部署において必要な調整や契約手続等を行います。また、事業の実施に当たっては関係法令に従い、適正に行います。

- ・サービスの開始は調整や契約手続が整い次第、平成31年度中に順次導入することとします。
- ・広告掲載契約期間は、原則5年以内とします。契約期間満了後も引き続き同内容の広告事業を実施することとした場合は、原則入札により行います。
- ・看板等の内容や設置場所、施工内容については、本市や関係機関と協議をして決定するものとします。
- ・設置に際しては、公共施設という性質上、安全確保を確実に取ることができする方法で設置（配置）するとともに、設置方法については、事前に本市へ書面にて報告し、承認を得るものとします。

(11) スケジュール

時期	実施事項
平成30年12月～	募集開始（募集期間2か月間）
平成31年3月頃	有料広告審査会開催
平成31年4月～	新規広告実施

(12) 募集案内

募集期間 平成30年12月3日～平成31年1月31日

ホームページ、Facebook、市広報誌で募集中

周知先（別添資料2のチラシ送付）

- ・日進市商工会会員（商工会経由）
- ・日進市連携協力協定締結大学（8大学）
- ・広告代理店（自治体広告取扱実績のある企業）